

# 第7章 航空事故災害対策

## 第1節 航空事故災害予防計画

---

【関係機関】 県（◎防災局、交通政策局）、警察本部、市町村、消防機関、  
第九管区海上保安本部、航空自衛隊、空港管理者、医療機関、航空会社、  
空港関連企業

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

新潟空港及び佐渡空港並びにその周辺及びそれ以外の地域において、航空機の墜落  
炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空事故」という。）が発生  
した場合に、円滑な応急対策が行えるよう防災体制を構築する。

#### (2) 各主体の責務

空港管理者、県、市町村、消防機関、各航空会社及び各空港関連企業は、「新潟空  
港及びその周辺」、「佐渡空港及びその周辺」、「それ以外の地域」での航空事故発  
生を想定し、それぞれの想定ごとに防災組織を構築し、防災施設や設備、応急用資機  
材の配備やその点検と管理を行うほか、相互に連絡、連携を行い、応急マニュアルの  
整備、防災教育や訓練を随時実施する。

#### ア 「新潟空港及びその周辺」での航空事故発生に備える体制

（空港管理者）	新潟空港事務所
（地方公共団体）	新潟県・新潟市
（消防機関）	新潟市消防局
（警察機関）	新潟県警察本部、新潟東警察署
（医療機関）	新潟市医師会
（自衛隊）	航空自衛隊航空救難団新潟救難隊
（海上保安庁）	新潟海上保安部、新潟航空基地
（航空会社）	新潟空港に就航している航空運送事業者
（空港関連企業）	新潟空港消火救難隊

#### イ 「佐渡空港及びその周辺」での航空事故発生に備える体制

（空港管理者）	新潟県佐渡地域振興局
（国土交通省）	新潟空港事務所
（地方公共団体）	佐渡市
（消防機関）	佐渡市消防本部
（警察機関）	新潟県警察本部、佐渡警察署
（医療機関）	佐渡医師会

(自衛隊)	航空自衛隊第46警戒隊、 航空自衛隊航空救難団新潟救難隊
(海上保安庁)	佐渡海上保安署
(航空会社)	佐渡空港に就航している航空運送事業者

ウ 「その他の地域（新潟空港及び佐渡空港並びにその周辺以外の地域）」での航空事故発生に備える体制

(地方公共団体)	新潟県、市町村
(消防機関)	消防本部
(警察機関)	警察本部
(医療機関)	医師会

### (3) 達成目標

被害を最小限に軽減するために必要な応急対応体制を確立する。

### (4) 要配慮者への配慮

要配慮者の救援、及び空港や事故現場と周辺地域における避難誘導を行うために、必要な応急対応体制を確立する。

空港管理者及び県、市町村、消防本部は、救急・救助及び医療救護等について、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

また、空港管理者及び県は、空港施設内の段差部のスロープ化など、要配慮者の避難に配慮した施設及び設備の整備に努める。特に、空港施設は多数の外国人が出入りすることから、外国語による避難誘導のサイン等の設置や、避難誘導にあたる施設職員等の教育訓練に努めるとともに、施設に入居している各テナント等に協力を求める。

県及び市町村、消防機関は、空港施設外で航空事故が発生した場合を想定して、事故現場と周辺地域における避難誘導を円滑に行うための体制を整備する。要配慮者の居住状況と必要な支援内容の把握や早期避難のための迅速・確実な方法の検討、避難情報の伝達方法の確認、防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援などを進める。

## 2 新潟空港事務所の役割

### (1) 防災体制の整備

#### ア 防災組織の構築

新潟空港事務所は、「新潟空港及びその周辺」と「佐渡空港及びその周辺」の想定航空事故に基づき、航空事故発生時に、迅速な応急対策が展開できるように、関係機関との連絡窓口をあらかじめ明確にし、相互に連絡・連携する。

#### イ 防災教育・訓練の実施

新潟空港事務所は、職員等に対して防災教育を実施し、定期的に訓練を実施する。

ウ 応急マニュアルの作成及びその習熟

新潟空港事務所は、現場救難活動の流れ等その活動方針をあらかじめ整理し、訓練を実施して職員の習熟を図る。

エ 関係機関が参加した実践的訓練の実施及び事後評価

新潟空港事務所は、関係機関と相互に協力して定期的に訓練を実施する。また、訓練の成果について事後に評価し、必要な場合は防災体制の改善を図る。

(2) 関係機関の相互連絡体制の整備

ア 消防施設・資機材、医療資機材等の情報、資料の交換

新潟空港事務所は事故に備えて整備する消防施設や、備蓄する資機材等について消防機関及び医療機関の指導を受け、その備蓄状況を消防機関に伝える。

イ 発災時の連絡事項の明確化

航空事故が発生した場合に伝達すべき情報の内容は次のとおりとする。

(ア) 事故発生場所と会合地点

(イ) 事故発生時刻

(ウ) 事故の態様（墜落、オーバーラン、火災発生の有無等）

(エ) 搭乗人員数及び負傷者の概数

(オ) 機種及び搭載燃料

(カ) 搭載している危険物

(キ) 運航会社名

ウ 応援・協力要請の内容及び手続き等

新潟空港事務所は、空港及びその周辺で航空事故が発生した場合に備え、あらかじめ関係機関への応援協力事項の内容及び手続きについて、定めておくものとする。

エ 救援活動に関する計画の作成とその内容

(機関別の予防対策)

任 務 \ 機 関	空 港 管 理 者	消 防 機 関	医 療 機 関	警 察 機 関	関 係 航 空 会 社	自 衛 隊	海 上 保 安 官 署	地 方 公 共 団 体	空 港 関 連 企 業 (消 火 救 難 隊)
1 救急医療設備・資機材の整備	○	○	○		○				
2 救急情報システムの整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 訓練の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○

オ 合同防災訓練の実施

新潟空港事務所は、関係機関と連携して定期的に訓練を実施する。

カ 自衛隊への派遣要請の手続き等の明確化

自衛隊（派遣部司令官）への派遣要請は、新潟空港長（現地合同指揮本部本部長）が行う。

(3) 応急対策用資機材等の整備

新潟空港事務所は、空港及びその周辺での航空事故発生に備えるため以下の応急対

策資機材の整備に努める。

ア 救急救助用資機材

医療機関の指導により救急救助用資機材の整備に努め、その整備状況を医療機関に報告する。

イ 消防用機械、資機材

消防機関の指導により消防用機械、資機材の整備に努め、その整備状況を消防機関に報告する。

ウ 医療資機材等

医療機関の指導により医療資機材等の整備に努め、その整備状況を医療機関に報告する。

### 3 県の役割

(1) 防災体制の整備

ア 防災組織の構築

県は、「新潟空港及びその周辺」と「佐渡空港及びその周辺」、「その他の地域（新潟空港及び佐渡空港、並びにその周辺以外の地域）」の想定航空事故に基づき、航空事故発生時に、迅速な応急対策が展開できるように、関係機関との連絡窓口をあらかじめ明確にし、相互に連絡・連携する。

イ 防災教育・訓練の実施

県は、職員等に対して防災教育を実施し、定期的に訓練を実施する。

(2) 関係機関の相互連絡体制の整備

ア 消防施設・資機材、医療関係資機材等の情報、資料の交換

「佐渡空港及びその周辺」での災害発生に備えて、佐渡地域振興局は、整備する消火施設や、備蓄する資機材等について消防機関及び医療機関の指導を受け、その備蓄状況を消防機関及び医療機関に伝える。

イ 発災時の連絡事項の明確化

「佐渡空港及びその周辺」で航空事故が発生した場合に、佐渡地域振興局長が関係機関に対して伝達すべき情報の内容は次のとおりとする。

(ア) 緊急事態の種類

(イ) 緊急事態発生の場所及び同発見時刻

(ウ) 消火隊、救急隊等の到着すべき場所

(エ) 航空機の種類、搭乗人員等緊急事態の規模態様

(オ) その他必要な事項

ウ 応援・協力要請の内容及び手続き等

「佐渡空港及びその周辺」で航空事故が発生した場合、関係機関は、佐渡地域振

興局長の要請に基づき救援活動を実施する。

エ 救援活動に関する計画の作成とその内容

「佐渡空港及びその周辺」で航空事故が発生した場合、佐渡地域振興局長及び関係機関は「佐渡空港消火救難業務実施要領」により消火救難隊を組織し、救難活動にあたる。

オ 合同防災訓練の実施

消火救難隊長は関係機関と協議して、「佐渡空港及びその周辺」での緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的を実施する。

(3) 応急対策用資機材等の整備

「佐渡空港及びその周辺」での航空事故発生に備えるため以下の応急対策資機材の整備に努める。

ア 救急救助用資機材

空港事務所、関係機関は、医療機関の指導により救急救助用資機材の整備に努め、その整備状況を医療機関に報告する。

イ 消防用機械、資機材

空港事務所及び関係機関は、消防機関の指導により消防用機械、資機材の整備に努め、その整備状況を消防機関に報告する。

ウ 医療資機材等

空港事務所、関係機関は、医療機関の指導により医療資機材等の整備に努め、その整備状況を医療機関に報告する。

#### 4 市町村の役割（市町村地域防災計画に定めるべき事項）

(1) 新潟空港及び佐渡空港の周辺の市町村の役割

- ・ 新潟空港又は佐渡空港における航空事故の発生を想定した予防対策
- ・ 空港管理者、消防機関、警察本部、医療機関等との連絡窓口及び連絡方法
- ・ 新潟空港又は佐渡空港における航空事故の発生を想定した防災訓練の実施

(2) その他地域（新潟空港及び佐渡空港、並びにその周辺以外の地域）の市町村の役割

- ・ 航空事故を含めた、大規模事故災害が発生した場合における消防機関、警察本部、医療機関等との連絡窓口及び連絡方法

## 第2節 航空事故災害応急対策

---

---

【関係機関】 県（◎防災局、福祉保健部、交通政策局）、県警察（警察本部、警察署等）、市町村、消防本部、第九管区海上保安本部、自衛隊、空港管理者、日本赤十字社新潟県支部、医療機関、航空会社

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

航空事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、関係機関は、相互に情報共有を図り、必要な応急対策を迅速かつ的確に実施する。

#### (2) 各主体の役割

##### ア 空港管理者

- ・ 空港及びその周辺において、航空事故が発生した場合は、速やかに関係機関へ通報するとともに、応急対策を実施する機関へ出動を要請する。
- ・ 航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、空港及びその周辺において、航空事故が発生した場合は、自ら消火及び救助・救難活動等、必要な応急対策を実施するとともに、関係機関が行う応急対策が、円滑に実施されるよう、必要な調整を行う。

##### イ 県

- ・ 空港及びその周辺以外で、航空事故が発生した場合は、関係機関が行う応急対策が、円滑に実施されるよう、必要な調整を行う。
- ・ 県消防防災ヘリコプターにより捜索、救助・救難、負傷者等の搬送活動を実施する。
- ・ 市町村、消防機関等からの要請を受け、広域応援を関係機関に要請する。
- ・ 医療救護活動の実施に際し、新潟DMAT又は県医療活動班の派遣を要請するとともに、新潟県医師会及び日本赤十字社新潟県支部へ支援要請を行う。

##### ウ 市町村

- ・ 市町村医療救護班を編成するとともに、救護所を設置し、事故現場から搬送された負傷者等の初期救急医療（トリアージを含む応急処置）を実施する。
- ・ 遺体の収容場所を確保するとともに、関係機関が行う遺体の検案に必要な協力をする。

##### エ 消防機関

- ・ 消火、救助・救難活動を実施する。
- ・ 負傷者の医療機関への搬送及び遺体の収容を実施する。

##### オ 県警察

- ・ 負傷者の救助・救難活動を実施する。
- ・ 県警察ヘリコプターにより捜索、救助・救難及び負傷者等の搬送活動を実施する。

- ・ 遺体の収容、死傷者等の身元確認及び行方不明者の捜索を実施する。
- ・ 事故現場周辺における必要な交通規制を実施する。

カ 自衛隊

- ・ 空港長又は知事からの災害派遣要請に基づき、捜索、救助・救難、負傷者の搬送及び人員・物資の輸送活動を実施する。

キ 第九管区海上保安本部

- ・ 海上及び沿岸での航空事故において、捜索及び海難救助等を実施する。
- ・ 海上及び沿岸での航空事故において、流出油の防除、海上交通安全の確保、警戒区域の設定及び危険物の保安措置等を実施する。
- ・ 関係機関が行う捜索、救助・救難及び負傷者等の搬送活動を可能な範囲において支援する。

ク 医療機関

- ・ 市町村からの要請に基づき、市町村が設置する救護所又は航空事故現場に市町村医療救護班を派遣する。
- ・ 航空事故現場及び救護所等から負傷者の受入を行い、医療救護活動を実施する場所を確保し、トリアージを実施の上、その結果による医療救護を行う。
- ・ 災害拠点病院にあっては、負傷者の受入を行うとともに、県から医療救護班の派遣要請があった場合、又は派遣要請がない場合であっても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を派遣する。
- ・ 新潟DMA T指定医療機関にあっては、県からの要請又は自らの判断により、新潟DMA Tを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

ケ 日本赤十字社新潟県支部

- ・ 救護所の開設及び救護班を派遣し、負傷者に対するトリアージ及び医療救護活動を実施する。

コ 航空運送事業者

- ・ 乗客及び乗員の避難誘導を迅速に実施する。
- ・ 乗客名簿を作成し、関係機関へ提供するとともに、乗客の近親者等へ必要な連絡を行う。
- ・ 無傷者等の収容場所を確保し、代替輸送を行う等、必要な措置を実施する。

(4) 惨事ストレス対策

ア 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

(5) 達成目標

捜索、消火、救助・救助救難及び医療救護活動等の応急対策を関係機関が連携し、迅速かつ的確に実施し、航空事故による被害の最小限化を図る。

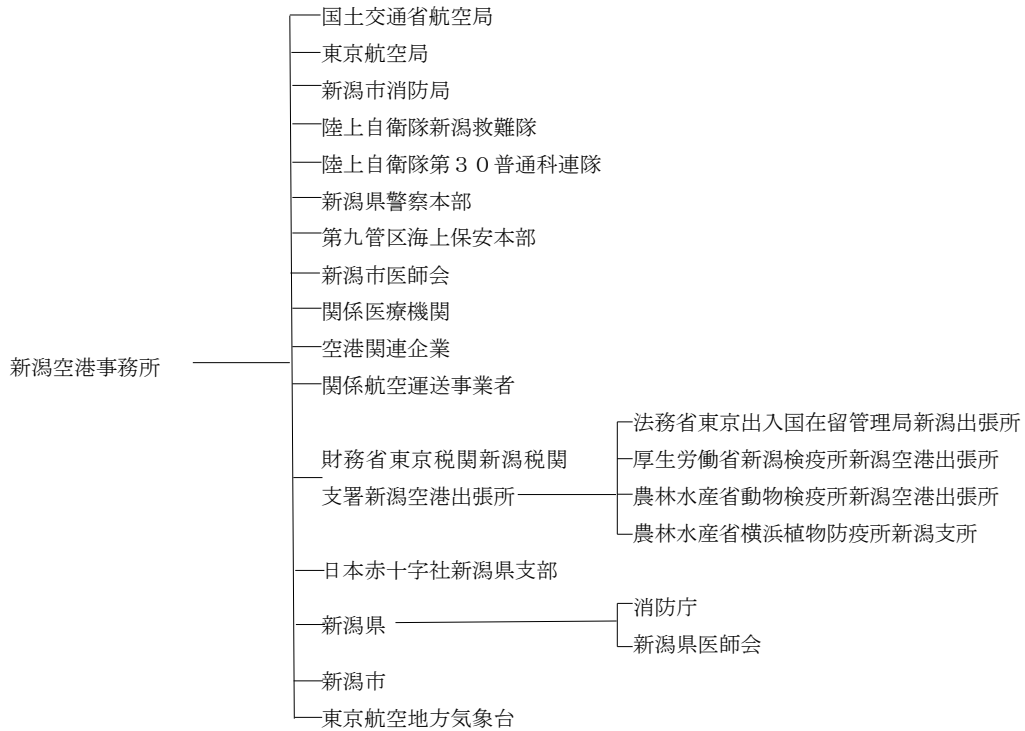
## 2 情報の流れ

### (1) 航空事故発生時の連絡系統

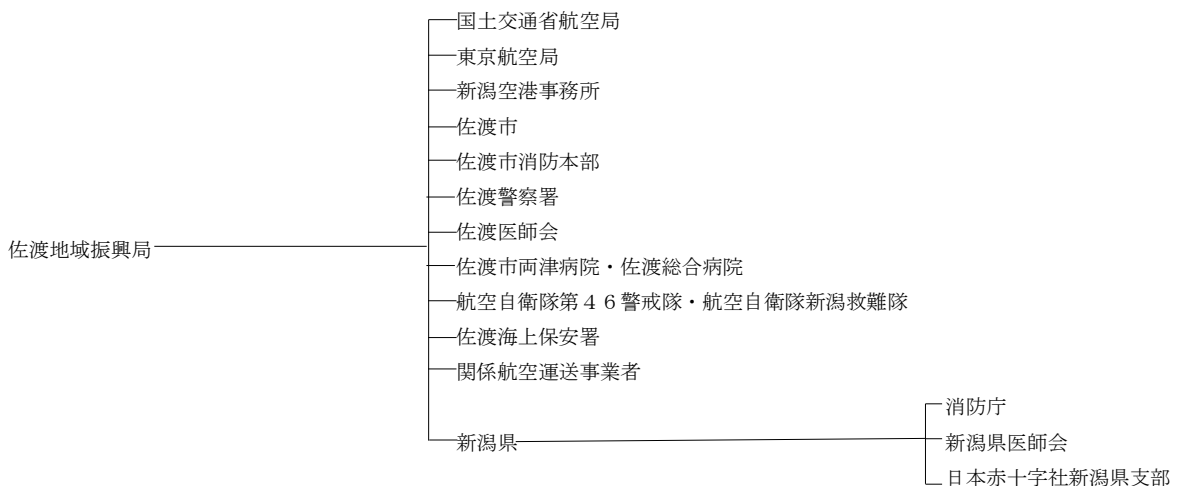
航空事故発生時の連絡系統は、次のとおりとする。

#### ア 新潟空港及びその周辺で航空事故が発生した場合

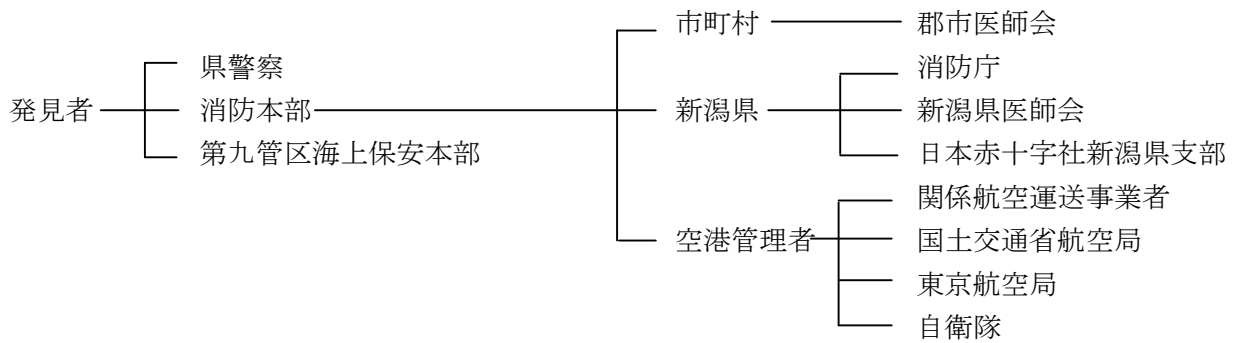
「新潟空港緊急計画」に定める緊急連絡系統図により情報伝達を行う。



#### イ 佐渡空港及びその周辺で航空事故が発生した場合



ウ 新潟空港及び佐渡空港並びにその周辺以外で航空事故が発生した場合



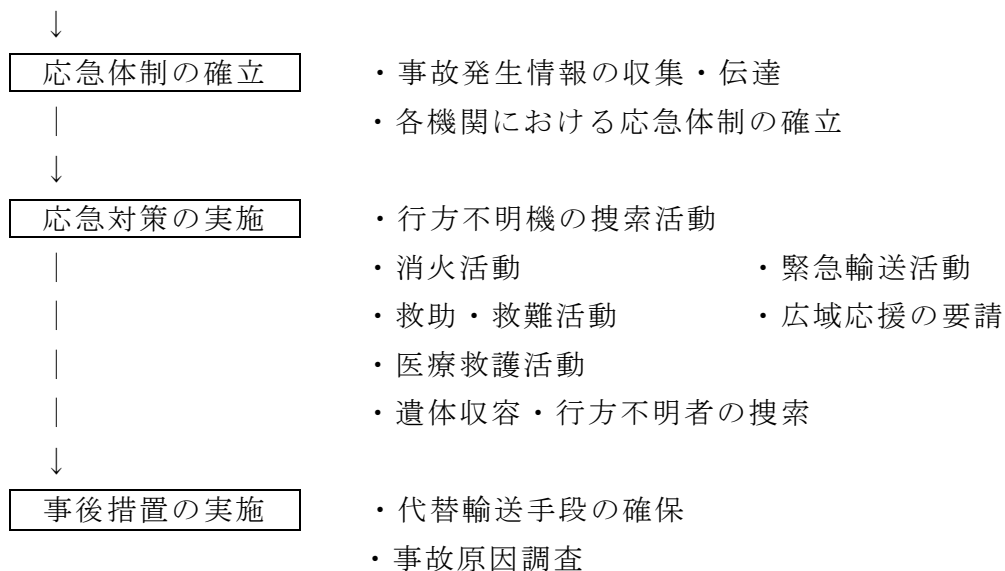
(2) 航空事故発生時に伝達すべき事項

関係機関は、次の事項について情報収集を行い、判明した都度、上記連絡系統により情報伝達を行う。

- ・ 事故の発生時刻
- ・ 事故の発生場所(グリッド・マップの座標)  
 ※沿岸事故の場合は明確にその旨を伝える
- ・ 搭乗者及び負傷者の概数
- ・ 航空会社、便名及び航空機の型式
- ・ 事故の態様(墜落、衝突、オーバーラン、火災発生の有無等)
- ・ 搭載している物(燃料・危険物等)
- ・ 負傷者等の陸揚げ場所(沿岸事故の場合)
- ・ その他判明している事項

3 業務の体系(事故発生後のフロー)

☆ 航空事故の発生



#### 4 応急体制の確立

##### (1) 応急体制の確立

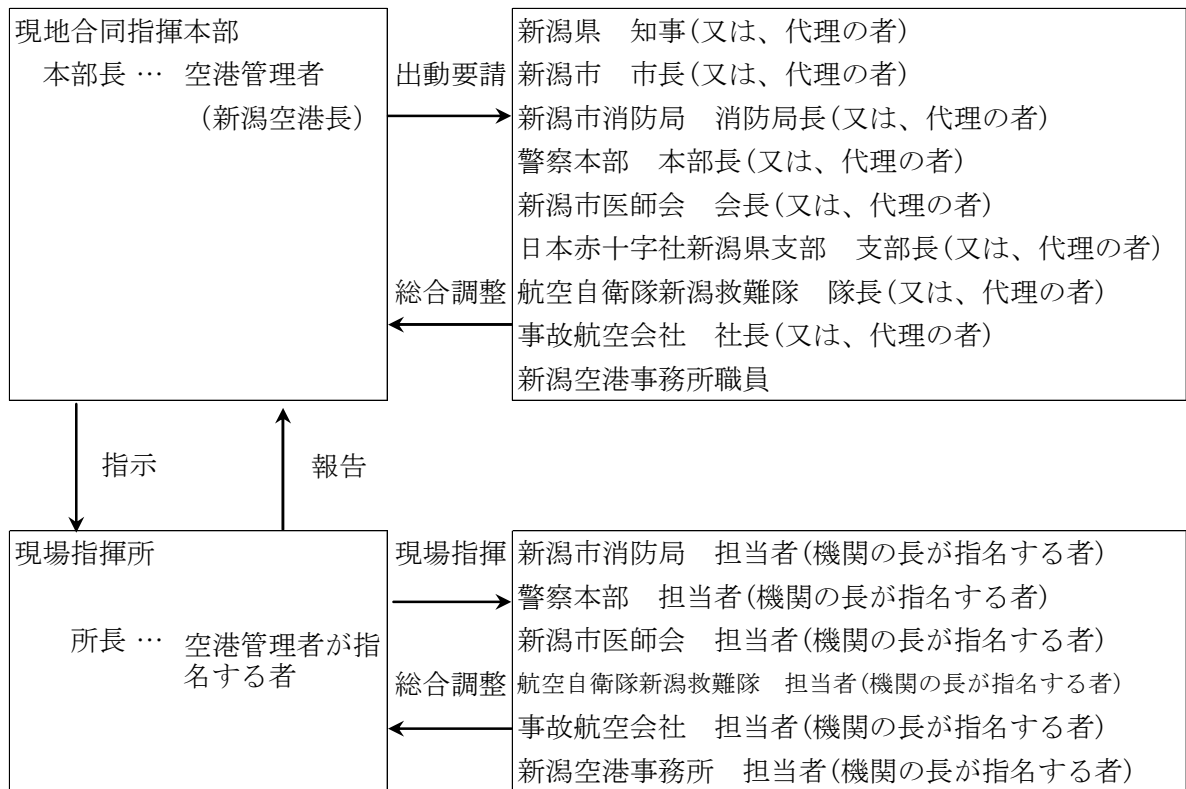
###### ア 新潟空港及びその周辺で発生した場合

新潟空港及びその周辺で、航空事故が発生し、又は発生するおそれがあり、関係機関の連携による消火、救助・救難及び医療救護活動等が必要であると認めた場合は、新潟空港長は、新潟空港事務所に現地合同指揮本部を設置し、関係機関が行う活動の総合調整を行う。

なお、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、事故現場において、関係機関との連絡調整を図る必要があると認めた場合は、新潟空港長は、事故現場全体を見渡せる場所に現場指揮所を設置する。

###### (ア) 組織構成

現地合同指揮本部及び現場指揮所の組織構成は、下表のとおりとするが、新潟空港長は、事故の態様及び発生場所等により、その他の機関に参集を求める等、柔軟に編成する。



###### (イ) 関係機関との連携による応急対策

新潟空港長は、空港及びその周辺における航空事故に際し、関係機関と連携して、迅速かつ円滑に応急対策を実施する。

関係機関及び関係機関が実施する業務の体系は次のとおりとする。

(空港管理者)	新潟空港事務所
(自衛隊)	航空自衛隊新潟救難隊
(海上保安庁)	第九管区海上保安本部
(地方公共団体)	新潟県・新潟市
(県警察)	警察本部・新潟東警察署

(医療機関) 新潟市民病院・新潟市医師会  
(日本赤十字社) 日本赤十字社新潟県支部  
(航空会社) 新潟空港に就航している航空運送事業者  
(空港関連企業等) 新潟空港消火救難隊

任務	担当機関	新潟空港事務所	新潟市消防局	県警察	新潟市医師会	新潟県	新潟市	新潟市民病院	航空自衛隊新潟救難隊	日本赤十字社新潟県支部	事故を起こした航空会社	新潟空港消火救難隊
現地合同指揮本部の設置		○	○	○	○	○	○		○	○	○	
現場指揮所の設置		○	○	○	○				○		○	
事故情報の提供		○									○	
現場医療地区の設営		○	○									○
乗客の避難誘導		○	○	○					○		○	○
警戒区域の設定及び警戒		○	○	○								○
負傷者の搬送・集中		○	○						○			○
負傷者選別					○			○		○		
現場医療応急手当		○	○	○	○			○		○		○
後方医療機関への負傷者搬送			○								○	
後方医療機関における治療					○			○				
無傷者への収容対応											○	
乗客近親者への連絡応接											○	
交通秩序の確保		○		○								
報道機関への対応		○									○	

イ 佐渡空港及びその周辺で発生した場合

佐渡空港及びその周辺で航空事故が発生し、又はそのおそれがあり、関係機関の連携による消火、救助・救難及び医療救護活動等が必要であると認めた場合は、佐渡地域振興局長は、関係機関による消火救難隊を組織し、総合指揮体制を確立する。

(7) 組織構成

消火救難隊の組織構成は、下表のとおりとする。

組 織	構 成 機 関 等
隊長	佐渡地域振興局長
副隊長	佐渡地域振興局地域整備部長
連絡班	東京航空局新潟空港事務所 佐渡地域振興局地域整備部港湾空港庁舎及び協力団体の職員
消火救難班	警務班及び救急班に属する関係機関以外の関係機関職員
警務班	佐渡警察署の職員
救急班	佐渡市立両津病院及び佐渡総合病院

(イ) 消火救難隊の出動基準

消火救難隊の出動は、第1種出動及び第2種出動とし、航空自衛隊は第2種出動の場合のみ出動する。

ただし、緊急事態の態様に応じて、関係機関の申出により隊長が必要と認めるときは、この限りでない。

第2種出動	1 航空機事故（爆発、炎上、転覆、倒立その他これに類する航空機事故を伴うもの） 2 大火災（鎮火後、引き続き1か月以上空港が使用不能になる程度の火災）及びそのおそれのあるとき 3 その他（事故の種類に応じて、隊長が定めるの）	消火救難活動の実施
第1種出動	1 航空機事故（翼端接地事故、その他これに類するもの） 2 大火災以外の火災 3 その他（事故の種類に応じて、隊長が定めるの）	消火救難活動の実施
警戒待機	1 航空機事故及び火災のおそれのあるとき（航空機の離着陸に対するもの） 2 その他（隊長が必要と認めるもの）	待機

(ウ) 関係機関との連携による応急対策

佐渡地域振興局長は、空港及びその周辺における航空事故に際し、関係機関と連携して、迅速かつ的確に応急対策を実施する。

応急対策を実施する関係機関は次のとおりとする。

(空港管理者)	佐渡地域振興局地域整備部港湾空港
(国土交通省)	東京航空局新潟空港事務所
(地方公共団体)	佐渡市
(消防機関)	佐渡市消防本部
(警察機関)	新潟県警察本部、佐渡警察署
(医療機関)	佐渡医師会
(自衛隊)	航空自衛隊第46警戒隊、航空自衛隊航空救難団 新潟救難隊
(海上保安庁)	佐渡海上保安署
(航空会社)	佐渡空港に就航している航空運送事業者

ウ その他の地域（新潟空港及び佐渡空港並びにその周辺以外）で発生した場合

事故現場における初動対応を迅速かつ効果的に実施するため、当該対応を行う関係機関は、相互に連絡の上、活動調整を行う。

また、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、県、市町村、県警察、消防機関、自衛隊及び第九管区海上保安本部等の関係機関が行う応急対策について調整を行うため、必要に応じ航空事故現場に合同対策調整会議を開催する。同会議は、県が招集し、国の非常災害現地対策本部が設置された場合は、その指示に基づき、必要な調整を行う。

(2) 各機関における応急体制の確立

ア 県

県は、事故の態様及び規模により、必要と認めるときは、災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じ事故現場に現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部の組織及び分掌事務については、風水害対策編第3章 1節「災害対策本部の組織・運営計画」の定めるところによる。

イ 市町村

当該市町村の区域内で航空事故が発生した市町村は、事故の態様及び規模により、必要と認めるときは、災害対策本部等を設置する。

ウ 県警察

県警備本部等の設置

県警察は、必要があると認められるときは、警察本部に県警備本部を設置する。

県警備本部は、必要があると認められるときは、現地警備本部等を設置する。

エ 消防機関

所管する区域内で航空事故が発生した消防本部は、直ちに関係消防署(所)から部隊を出動させるとともに、事故現場に現地指揮所を設置する。

オ 日本赤十字社新潟県支部

日本赤十字社新潟県支部は、事故の規模等から、必要があると認めるときは、救護業務の実施に関し、連絡統制を図るため、支部に災害救護実施対策本部を設置するとともに、必要に応じ同現地本部を設置する。

**5 業務の内容**

各機関は、上記「4 応急対策の確立」に定めるものの他、次により必要な応急対策等を実施する。

なお、各業務の実施にあたっては、風水害対策編第3章「災害応急対策」の該当節に定めるところにより実施する。

(1) 搜索活動

実施主体	対策	協力依頼先
県	県消防防災ヘリコプターによる上空からの搜索活動を実施する。	
県警察	部隊による搜索活動を実施する。	
自衛隊	空港長又は知事からの災害派遣要請に基づき、航空機等による上空からの搜索活動を実施する。	
第九管区海上保安本部	海上において、巡視船艇等及び航空機による上空からの搜索活動を実施するとともに、更に可能な場合は、関係機関が行う搜索活動を支援する。	

(2) 消火活動

実施主体	対策	協力依頼先
空港管理者	空港及びその周辺における航空事故に際し、	新潟市消防局

(新潟空港事務所) (佐渡地域振興局)	速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、初期消火活動を実施する。	佐渡市消防本部
新潟市消防局	新潟空港及びその周辺における航空事故に際し、「新潟空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき、迅速に消火活動を実施する。	
佐渡市消防本部	佐渡空港及びその周辺における航空事故に際し、「佐渡空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき、迅速に消火活動を実施する。	
消防機関	上欄に掲げるものの他、事故現場を所管する消防本部は、迅速に消火活動を実施する。	

(3) 救助・救難活動

実施主体	対策	協力依頼先
空港管理者 (新潟空港事務所) (佐渡地域振興局)	空港及びその周辺における発災に際し、速やかに事故の発生状況を把握し、関係機関に通報するとともに、自ら救助・救難活動を実施する。	新潟市消防局 佐渡市消防本部
新潟市消防局	新潟空港及びその周辺における発災に際し、「新潟空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき、必要な救助・救難活動を実施する。	
佐渡市消防本部	佐渡空港及びその周辺における発災に際し、「佐渡空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき、必要な救助・救難活動を実施する。	
消防機関	上欄に掲げるものの他、事故現場を所管する消防本部は、迅速に救助・救難活動を実施する。	県 県警察
県	消防機関等からの要請、又は自らの判断により、県消防防災ヘリコプターによる重傷者等の搬送及び交通途絶地における救助・救難活動を実施する。	
県警察	救助部隊を編成し、救助・救難活動及び行方不明者の捜索を実施する。 交通途絶地においては、県警察ヘリコプターを活用し、救助・救難活動及び負傷者等の搬送を実施する。	
自衛隊	空港長又は知事からの災害派遣要請に基づき、船舶、ヘリコプター及び陸上部隊による救助・救難活動を実施する。	
第九管区海上保安本部	海上及び沿岸での航空事故に際し、巡視船艇等及び航空機による海難救助活動を実施するとともに、更に可能な場合は、関係機関が行う救助・救難活動を支援する。	

(4) 医療救護活動

実施主体	対策	協力依頼先
市町村	救護所を設置し、初期救急医療(トリアージを含む応急処置)を実施する。 郡市医師会へ市町村医療救護班の派遣要請を行う。	郡市医師会 県
県	新潟DMAT又は県医療救護班の派遣を要請する。 新潟県医師会及び日本赤十字社新潟県支部へ支援要請を行う。	新潟DMAT指定医療機関 災害拠点病院 新潟県医師会 日本赤十字社新潟県支部
新潟DMAT指定医療機関	県からの要請又は自らの判断により、新潟DMATを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。	
災害拠点病院	被災現場、救護所及び被災地医療機関等からの患者の受入を行う。 県から医療救護班の派遣要請があった場合、又は派遣要請がない場合であっても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を派遣する。	
医療機関	航空事故現場及び救護所等から負傷者の受入を行い、医療救護活動を実施する場所を確保し、トリアージを実施の上、その結果による医療救護を行う。	災害拠点病院 市町村 消防機関
日本赤十字社新潟県支部	救護所の開設及び救護班を派遣し、負傷者に対するトリアージ及び医療救護活動を実施する。	

(5) 緊急輸送活動

実施主体	対策	協力依頼先
県	応急対策の円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を緊急通行車両として確認を行う。	
県警察	応急対策の円滑な実施のため、必要な交通規制を実施する。	道路管理者
第九管区海上保安本部	海上における緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ船舶の交通を制限し、又は禁止する。 巡視船艇等及び航空機により、必要な人員及び物資等の輸送活動を実施する。	
自衛隊	空港長又は知事からの災害派遣要請に基づき、船舶及び航空機等により、必要な人員及び物資等の輸送活動を実施する。	
運送事業者等	北陸信越運輸局及び同新潟運輸支局の指導のもと、関係機関が行う輸送活動に協力する。	北陸信越運輸局 北陸信越運輸局 新潟運輸支局

(6) 広域応援の要請

実施主体	対策	協力依頼先
県	消防本部からの要請があった場合、又は自らの判断により、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣要請を行う。	消防庁
警察本部	航空事故の規模が大きく、県内部隊では対処できない場合は、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊等の派遣要請を行う。	警察庁 他都道府県警察
消防機関	消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援要請を行う。 消防本部は、上記によっても対応できないと判断した場合は、緊急消防援助隊の派遣要請を行う。	隣接消防本部 各地区代表消防本部 新潟市消防局等 県

(7) 代替輸送手段の確保対策

実施主体	対策	協力依頼先
関係省庁 県 市町村 関係指定公共機関 関係事業者	空港施設等が被災し、本来の機能を維持できなくなった場合にも、被災地内の輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に大きな支障が生じないように、代替輸送の実施体制を整備する。 代替輸送の実施状況等に関する情報を被災者等に適時提供する。	報道機関

**6 市町村地域防災計画に定める事項**

- ・ 航空事故発生時における連絡系統に関すること
- ・ 救護所の設置予定場所及び救護所における医療体制に関すること
- ・ 遺体等の捜索・処理・埋葬体制に関すること